

資料7 東京都がん検診の精度管理のための 技術的指針の更新について

【目的】

東京都福祉保健局では、これまで「東京都がん検診の精度管理のための技術的指針」により、各自治体が健康増進法に基づき実施する、対策型検診の指針を示してきた。今回、同指針を自治体が参考にするにあたって、本来意図しない内容の解釈を行う事例が散見されたため、以下について同指針の表現を変更する。

【内容】

検診結果の指導区分の、「～症状などの問診（質問）の結果を勘案し、受診勧奨の要否を決定する。」を同指針上から削除する。

資料7 東京都がん検診の精度管理のための 技術的指針の更新について

【胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診】

第7 検診結果の指導区分

1 「要精検」と区分された者

(1) 略

(2) 上記以外の者は、症状など問診の結果を勘案し精密検査の要否を決定する。



第7 検診結果の指導区分

1 「要精検」と区分された者

(1) 略

~~(2) 上記以外の者は、症状など問診の結果を勘案し精密検査の要否を決定する。~~

資料7 東京都がん検診の精度管理のための 技術的指針の更新について

【肺がん検診】

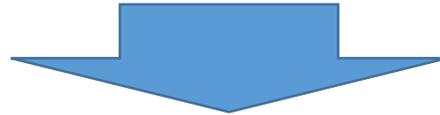
第7 検診結果の指導区分

1 「要精検」と区分された者

(1) 略

(2) 略

(3) (1)、(2)以外の者は、症状など質問の結果を勘案し精密検査の要否を決定する。



第7 検診結果の指導区分

1 「要精検」と区分された者

(1) 略

(2) 略

~~(3) (1)、(2)以外の者は、症状など質問の結果を勘案し精密検査の要否を決定する。~~